

平成22年11月2日

各位

大阪市建設局長

### 業務委託契約の取扱いについて

次の業務委託に係る事後審査型制限付一般競争入札については、入札執行の際配布した仕様書に誤りがあったことに伴い、当該契約が不成立であることが判明しました。

### 記

1 業務名称 大阪市内北東部の道路交通環境改善に関する調査検討業務委託

2 開札日 平成22年7月22日

3 誤りがあった箇所

特記仕様書 「3.業務内容 2)交通需要予測(交通量配分)を踏まえた道路交通状況の分析業務」内

(誤)

現況再現結果をもとに、本市の指定する事業周辺エリアでのパーシャルODを作成した上で、本市の指示する2ケースの配分条件にて交通量配分を実施する。

将来交通量配分結果をもとに、本市が指定する事業周辺エリアでのパーシャルODを作成した上で、本市の指示する1ケースの配分条件にて交通量配分を実施する。

(正)

現況再現結果をもとに、本市の指定する事業周辺エリアでのパーシャルODを作成した上で、本市の指示する1ケースの配分条件にて交通量配分を実施する。

将来交通量配分結果をもとに、本市が指定する事業周辺エリアでのパーシャルODを作成した上で、本市の指示する3ケースの配分条件にて交通量配分を実施する。

問い合わせ先：建設局管理部管理担当（06-6615-6486）